

広島県告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 三 三次市君田町西入君字鑄原二〇六の一三
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため